

## 施設使用料・減免規定の一部改定について

新居浜市全体の公共施設使用料等見直しのため、新居浜市立女性総合センター設置及び管理条例等が改正され、施設使用料並びに減免規定が令和6年4月1日より一部新料金・新规定となります。皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。ご不明な点は、市役所男女参画・市民相談課またはウイメンズプラザまでお尋ねください。

### 1 使用料改定

(税込)

区分	9~12時		13~17時		17~22時		9~22時	
	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
OA室(団体)	1,100	1,430	1,650	2,150	2,200	2,860	4,950	6,440
視聴覚室	1,100	1,430	1,650	2,150	2,200	2,860	4,950	6,440
多目的ホール	2,200	3,300	3,300	4,950	4,400	6,600	9,900	14,850

※他の部屋の使用料につきましては変更ありません。

※令和6年4月1日以降の使用許可から適用します。

### 2 減免規定改定

	旧	新
市との共催	全額免除	5割減免
市の後援	規定なし	3割減免
国・県が使用	全額免除	5割減免

【お問い合わせ】

新居浜市男女参画・市民相談課 65-1233

新居浜ウイメンズプラザ 37-1700